

令和7年度 西海市上下水道審議会

第3回 水道料金の改定案

令和8年2月9日（月）

議事1：第2回審議会より

議事2：水道料金の現状について

議事3：改定の方針

議事4：水道料金の改定案

議事1：第2回審議会より

料金改定率の決定

前回の上下水道審議会において、令和9年度に予定している水道料金改定の「改定率」について審議が行われました。

事務局より提示した3つの案（125%、130%、140%）を検討した結果、今後の収益的収支の改善および収支の均衡を図るためには、「130%の改定率」が妥当であるとの意見でまとめられました。

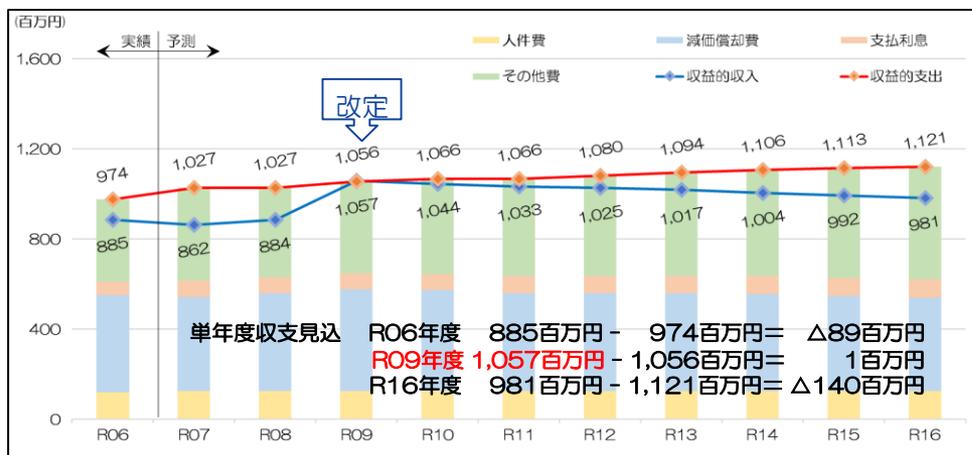


図 収益的収支の推移

○令和9年度 水道事業収益見込み

区分		金額 (税抜)
営業収益	給水収益	788
	その他営業収益	30
	小計	818
営業外収益	長期前受金戻入：既存	60
	長期前受金戻入：新規	8
	他会計補助金	171
	小計	239
合計		1,057

【経営改善方針・目標】

- 収益的収支の改善
- 累積欠損金の増加を抑制
- 営業収益対資金残高比率を80%以上を確保

目標給水収益：788百万円（税抜）
866百万円（税込）

議事2：水道料金の現状について

西海市の現行料金体系について

1. 基本料金（基本水量）

基本料金は、使用水量の有無にかかわらず基本水量によって、水道利用者に負担してもらう料金です。

【現行料金】

基本水量…0～5m³まで、6～10m³まで（2段設定）

基本料金…5m³まで1,365円

6～10m³まで1,996円

2. 超過料金（超過料金）

超過料金は、基本水量を超えて使用した水量を水道利用者に負担してもらう料金です。

超過料金の負担方法として、使用水量毎に単価を変える逦増型・逦減型、従量料金の単価が一定の均一型があります。

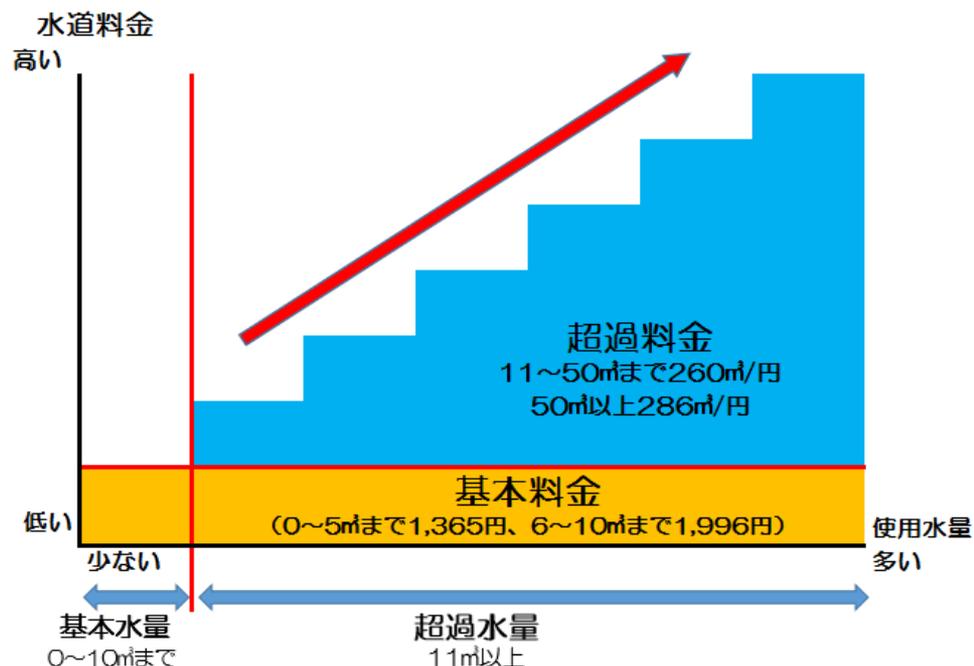
【現行料金】

西海市（逦増型）…11～50m³まで260円/m³

50m³以上から286円/m³

※上記以外に工事その他の理由により一時的に使用する者の料金となる臨時料金（545円/m³）があります。

現行の料金体系図



議事 2：水道料金の現状について

県内の料金体系

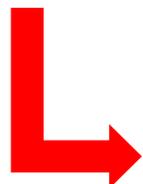
県内の自治体における水道料金は、基本料金と超過料金の二部料金制が採用されています。さらに、使用水量やメーターの口径、用途に応じて、料金が細分化される差別制が自治体ごとに設定されています。

○一部料金制（県内該当なし）

水の使用量に関わらず、毎月一定の金額を支払う定額料金制か、使用した水量分だけを支払う従量料金制のどちらか一方のみを採用する料金制度のことです。

○二部料金制

使用量に関わらず発生する「基本料金」と、使用量に応じて加算される「超過料金」を組み合わせた仕組みです。



自治体によって
細分化

県内の差別制

● 逦増（逦減）型料金（西海市：逦増型）

1m³ごとの単価を、使用量が増えるほど高く（低く）する料金設定です。

● 口径別料金

水道メーターの口径の違いによって、基本料金などを変える料金設定です。

● 用途別料金

水道の用途を生活用（家庭用）や営業用、工場用などに分け、それぞれの使用者によって、基本料金などを変える料金設定です。

議事2：水道料金の現状について

差別制料金について（補足）

水道料金の一般的な体系において、利用者の公平性や実態に合わせて料金に差を設けるための区分には、主に以下の種類があります。

逓増（逓減）型料金



使用した水量で料金を設定

使用水量が多いほど単価が高くなる「逓増型」と、多いほど単価が安くなる「逓減型」があり、逓増型は水資源の有効活用や節水を促す目的で主に導入されています。

口径別料金体系



メーター口径の大きさで料金を設定

大きな口径ほど施設に負荷をかけるため、より多くの費用を負担してもらうという「個別原価主義」に基づいた客観的な公平性が確保されます。

用途別料金体系



「家庭用」「業務用」「船舶用」など、使用目的によって料金を設定

生活用水を安価に抑えるという政策的配慮から導入されましたが、現在は客観的公平性の観点から口径別への統合が進んでいます。

現在の主流になりつつあります

議事2：水道料金の現状について

令和6年度の戸別使用水量の状況

今回の改定案の検討にあたり、利用者の皆さまの使用実態を整理しています。

料金負担の構成

- **基本料金のみ**（使用量10m³以下）の利用者：**48%**
- **基本料金＋超過料金**（使用量10m³超）の利用者：**52%**

▶ 現在の利用状況は、基本料金のみのお世帯と超過料金が発生する世帯がほぼ同数です。そのため、どちらか一方に偏った料金設定は不公平感を招く恐れがあります。利用者の納得感を得るためには、両者の適切なバランスを維持することが極めて重要です。

使用水量の分布

- 使用量**30m³以下**の利用者：全体の**92%**

▶ ほとんどの利用者が30m³以下の範囲に収まっています。

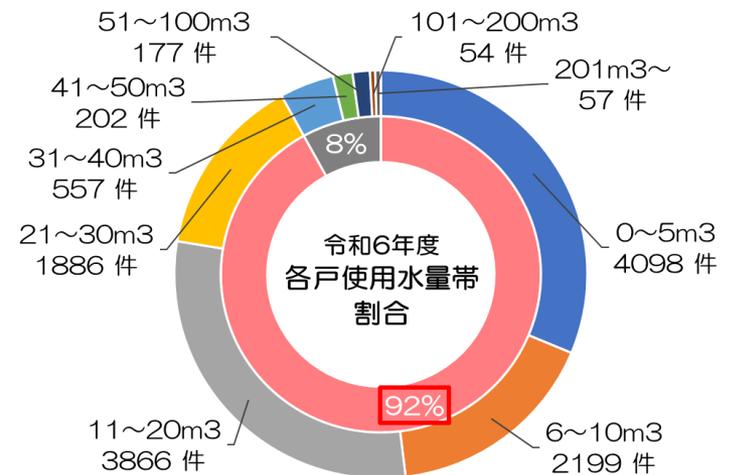


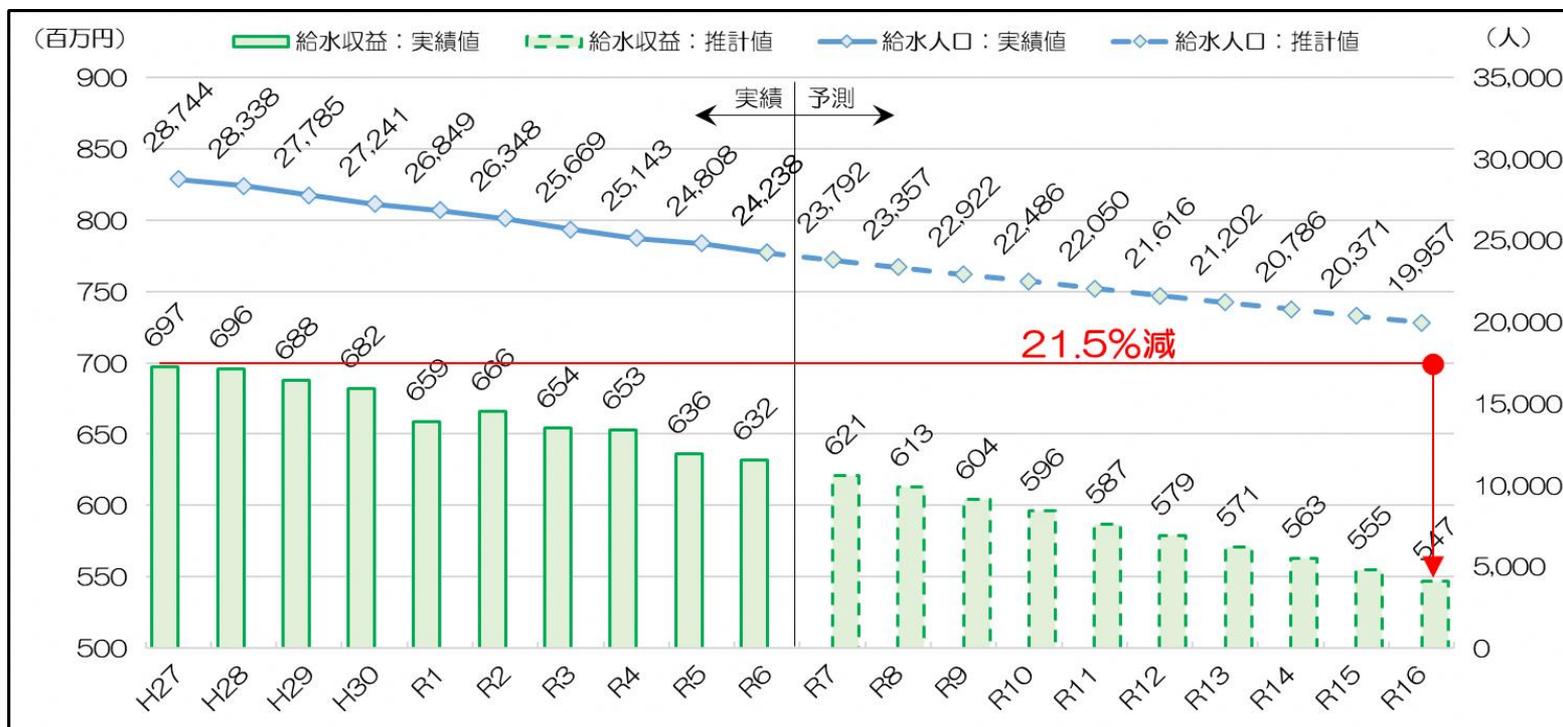
図 使用水量帯割合（月平均）

議事2：水道料金の現状について

給水収益の現状と見通し

今後、給水人口の減少や節水機器の普及といった社会情勢の変化により水需要が減少し、給水収益が悪化していくと見込んでいます。給水収益は、平成27年度から令和16年度までの20年間で**約21.5%減少**していくと見込んでいます。

給水収益が減る一方で、施設の維持管理費などの固定費はそれほど減らないため、安定的に財源が確保できる料金体系を目指す必要があります。



議事3：改定の方針

料金体系の改定方針

今後、減少していく給水収益を考慮し、水道料金の料金体系としては、現行と同様に基本料金と超過料金からなる2部料金制を継続します。

改定のポイント



基本料金

水道事業の費用の大部分を占める固定費を確実に回収する役割

ポイント1 固定費収益の確保

給水量の変動に影響されにくい安定した経営基盤の確立のためには、基本料金の割合を引き上げることが重要です。

ポイント2 負担の公平化

インフラ維持のためのコストを、すべての利用者が公平に負担することで、空き家や低使用量世帯が増加しても一定の財源を確保します。



超過料金

水処理にかかる変動費（薬品費や動力費）を回収しつつ、利用を促進する役割

ポイント1 適切な単価設定

使用量が増えるほど単価が上がる逓増型料金は小口利用者の負担軽減効果が期待できますが、過度な設定は大口利用者の離脱を招き、収益基盤を弱体化させる恐れがあります。

そのため、需要の安定化に向けた適正な価格設定に努めつつも、変動費に基づいた合理的な単価を算出することにより、特定の区分から過度な利益を得ることのないよう配慮します。

議事3：改定の方針

水道体系の検討

●口径別料金

現在、全国的には口径別料金が主流ですが、西海市では以下の理由から今回の導入を見送ることといたしました。

1. 特定口径への集中：本市は口径13mmが約91%を占め、小口径に利用が集中しています。この偏った構成では、口径別に分ける実効性が乏しいのが実情です。
2. 口径別の料金設定：口径比で計算した場合、現状の料金から最大で15倍となる利用者が生じる試算となりました。
口径別料金につきましては、更に検証を継続することとします。

●用途別料金

用途別料金は、区分ごとに基本料金を変え、他区分の負担により家庭用の負担を抑制する仕組みです。

しかし、西海市では以下の背景から導入は困難と判断しました。

1. 家庭用への高い集中度：本市は利用者の70%以上が家庭用であり、小規模な他の区分に負担を分散させて家庭用を優遇する設定は、実効性が乏しいのが実情です。
2. 全国的な廃止・移行の流れ：節水機器の普及や産業構造の変化で営業用等の需要が減少しています。また、個別の使用実態の把握が難しく、多くの自治体が他の体系へ移行しています。

表 口径別設置状況

使用水量	件数	割合
φ13	11933 件	91.12%
φ20	809 件	6.18%
φ25	181 件	1.38%
φ30	40 件	0.31%
φ40	98 件	0.75%
φ50	31 件	0.24%
φ75	3 件	0.02%
φ150	1 件	0.01%
合計	13096 件	100.00%

表 用途別使用状況

用途区分	使用水量 (m ³)	割合
家庭用	1,921,743	72.87%
営業用	400,426	15.18%
工場用	227,866	8.64%
その他	87,337	3.31%
総計	2,637,372	100.00%

議事4：水道料金の改定案

水道料金の改定案

令和9年度の料金改定における目標給水収益866百万円を確保するため、水道料金の改定案として、以下の5案を提案します。

表 料金改定案一覧表

案	改定方針・改定率	収益見込み（税込）
案1	●一律引き上げ型 基本料金130%、超過料金130%	866百万円
案2	●固定費回収重視型 基本料金180%、超過料金100%	877百万円
案3	●応能負担重視型 基本料金100%、超過料金150%	868百万円
案4	●バランス型（応能負担重視） 基本料金（127～129%程度）、超過料金の逡増を3段	867百万円
案5	●バランス型（固定費回収重視） 基本料金（132～133%程度）、超過料金の逡増を4段	867百万円

※臨時料金は、案1～5ともに現行料金の545円/m³から130%改定した710円/m³を改定案とします。

議事4：水道料金の改定案

案1 基本料金130%・超過料金130%

一律引き上げ型

現在の料金体系を維持したまま、全ての料金単価を一律で30%引き上げます。

これにより、利用状況や世帯規模にかかわらず、全ての利用者の方々の負担増加率が等しくなり、利用者間の公平性を保った改定となります。

表 料金改定率

項目	最小	最大	改定差
改定率	130%	130%	0%

※最小・最大改定率は、令和6年度の戸別平均使用水量（0～12,686m³）をモデルとして算出しています。
想定を超える多量使用者の場合、実際の改定率は算出された最大値を超える可能性がある点にご留意ください。

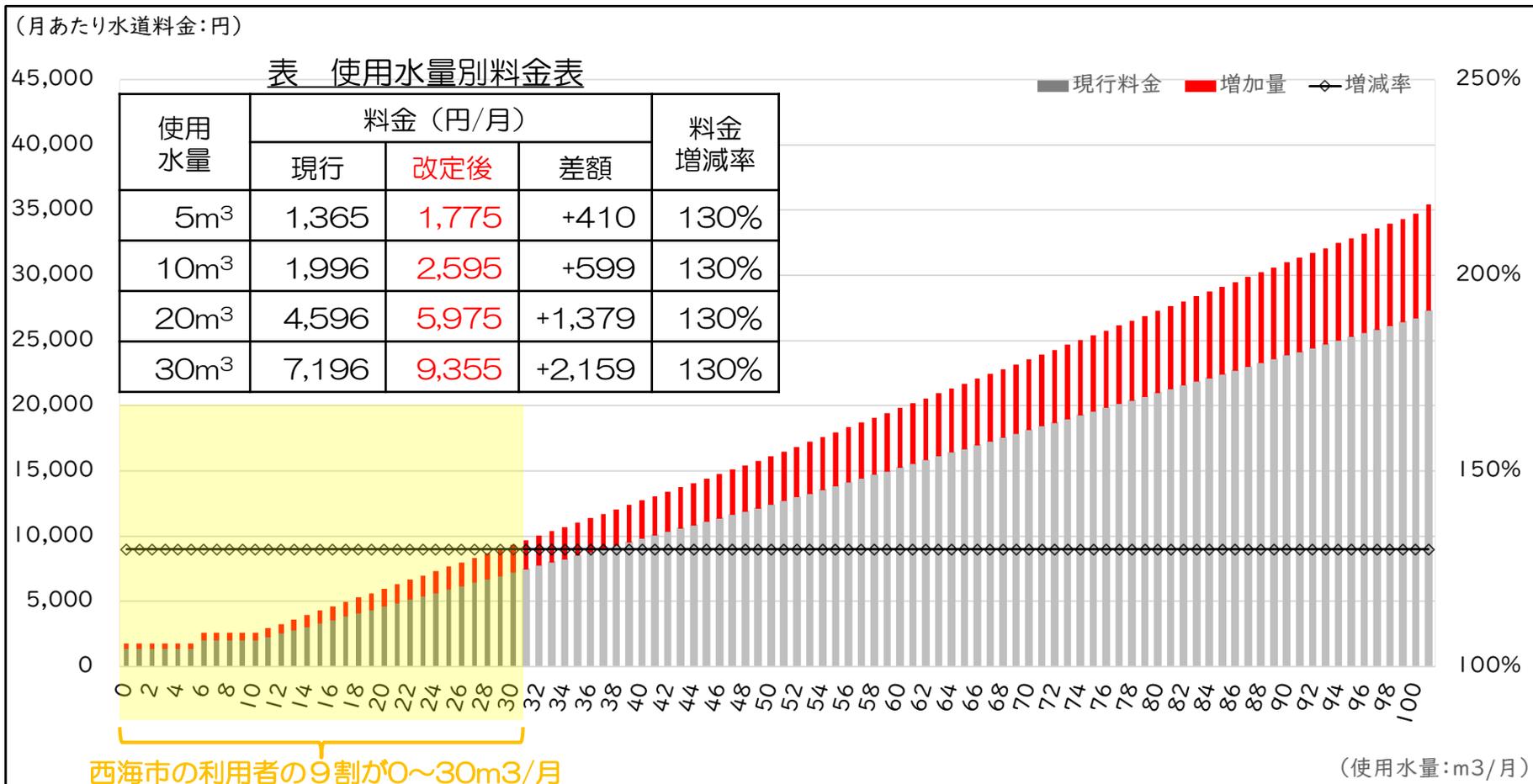
表 改定料金表（税込み）

区分	料金				
	基本料金		超過料金		臨時料金
水量	5m ³ まで	10m ³ まで	11m ³ 以上	51m ³ 以上	1m ³ あたり
現行	1,365	1,996	260	286	545
案1	1,775	2,595	338	372	710
増減	+410	+599	+78	+86	+165

議事4：水道料金の改定案

案1 基本料金130%・超過料金130%

図 水道料金および改定率



議事4：水道料金の改定案

案2 基本料金180%・超過料金100%

固定費回収重視型

基本料金を大幅に上げ、超過料金を据え置く案です。

全体の収益のうち基本料金による収入の割合が増えれば、使用量が減ったとしても、全体の収入が大きく落ち込むことを防げるため、経営が安定します。

超過料金を多く支払っている大口利用者と比較して、小口利用者の負担の増加率が大きくなります。

表 料金改定率

項目	最小	最大	改定差
改定率	100%	180%	80%

※最小・最大改定率は、令和6年度の戸別平均使用水量（0～12,686㎡）をモデルとして算出しています。

想定を超える多量使用者の場合、実際の改定率は算出された最大値を超える可能性がある点にご留意ください。

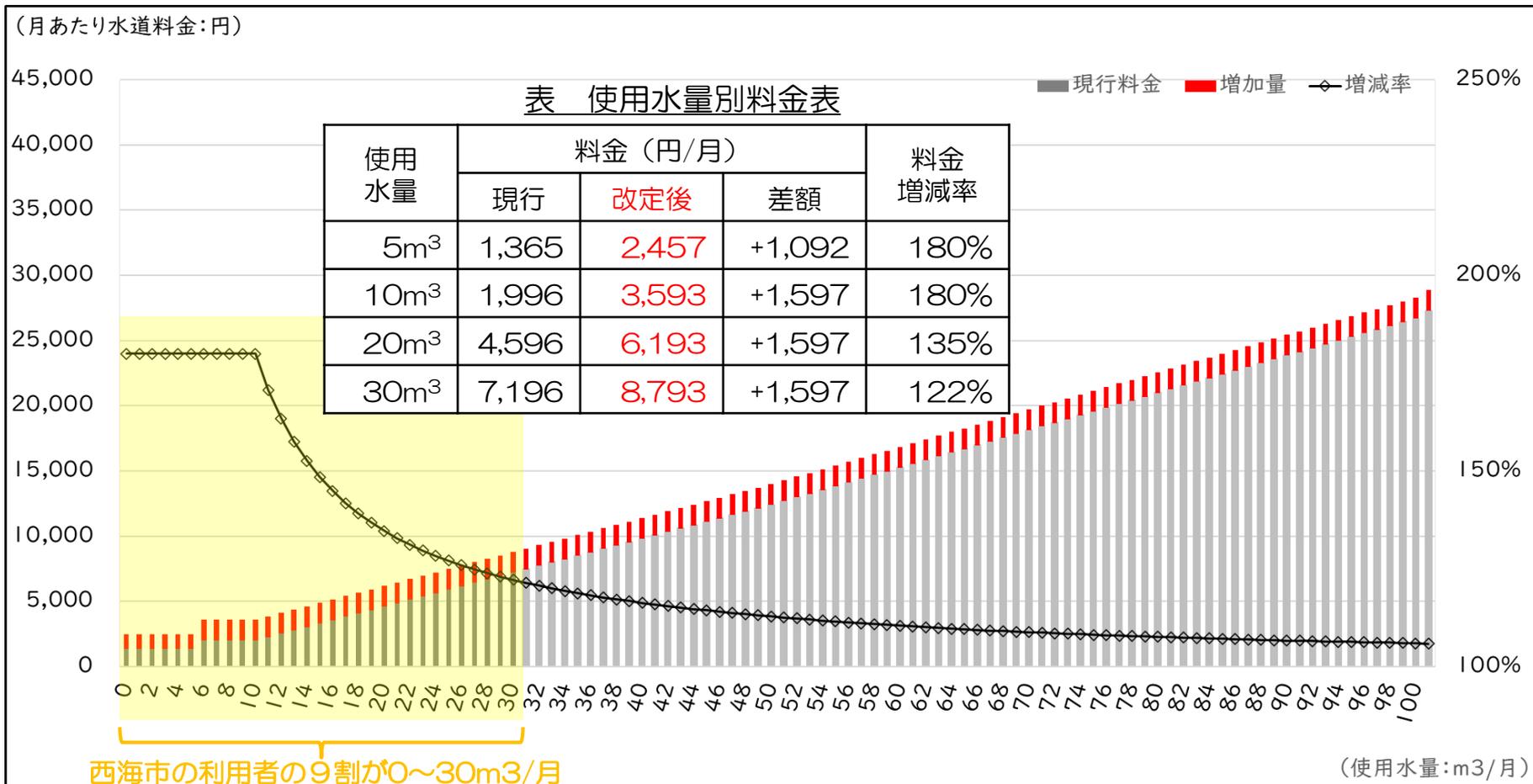
表 改定料金表（税込み）

区分	料金				
	基本料金		超過料金		臨時料金
水量	5m ³ まで	10m ³ まで	11m ³ 以上	51m ³ 以上	1m ³ あたり
現行	1,365	1,996	260	286	545
案2	2,457	3,593	変更なし	変更なし	710
増減	+1,092	+1,597	±0	±0	+165

議事4：水道料金の改定案

案2 基本料金180%・超過料金100%

図 水道料金および改定率



議事4：水道料金の改定案

案3 基本料金100%・超過料金150%

応能負担重視型

基本料金は据え置き、超過料金だけを50%割り増しにする案です。

小口利用者ほど、負担の増加率は小さくなります。

全体収益に対して、変動収入の割合が増すため、給水収益が現状より水の使用量に左右されやすくなり、経営が不安定になりやすくなります。

表 料金改定率

項目	最小	最大	改定差
改定率	100%	150%	50%

※最小・最大改定率は、令和6年度の戸別平均使用水量（0～12,686㎡）をモデルとして算出しています。
想定を超える多量使用者の場合、実際の改定率は算出された最大値を超える可能性がある点にご留意ください。

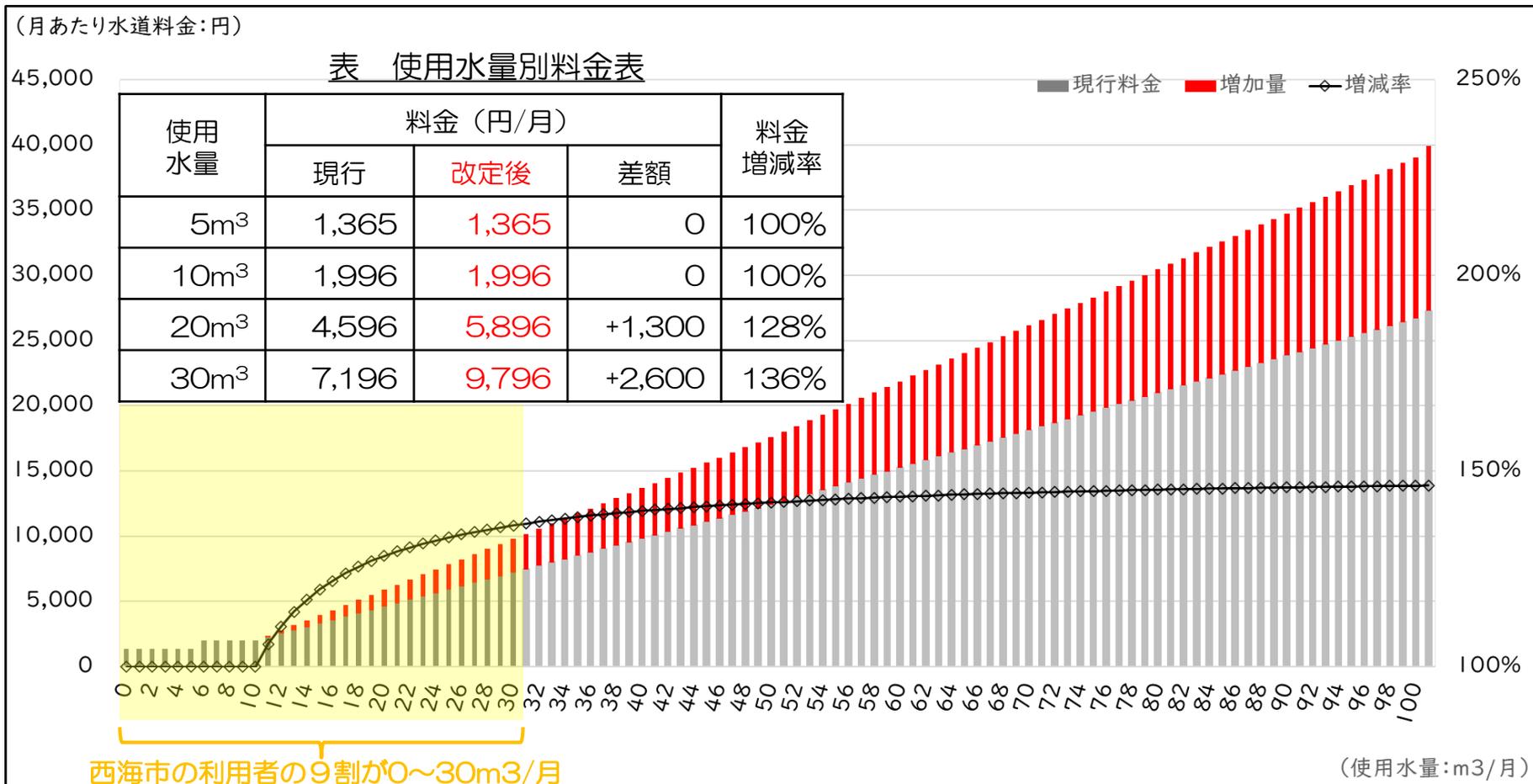
表 改定料金表（税込み）

区分	料金				
	基本料金		超過料金		臨時料金
水量	5m ³ まで	10m ³ まで	11m ³ 以上	51m ³ 以上	1㎡あたり
現行	1,365	1,996	260	286	545
案3	変更なし	変更なし	390	429	710
増減	±0	±0	+130	+143	+165

議事4：水道料金の改定案

案3 基本料金100%・超過料金150%

図 水道料金および改定率



議事4：水道料金の改定案

案4 基本料金130%以下・超過料金3段

バランス型（応能負担重視）

使用水量の違いによる負担について、小口利用者を中心に料金の増加額率を抑えた案です。

基本料金の改定率を平均改定率130%より小さくし、127~129%程度に抑えています。

また、超過料金の逡増段階を3段階に増やし、大口利用者にも配慮しています。

表 料金改定率

項目	最小	最大	改定差
改定率	123.7%	146.7%	23%

※最小・最大改定率は、令和6年度の戸別平均使用水量（0~12,686m³）をモデルとして算出しています。
想定を超える多量使用者の場合、実際の改定率は算出された最大値を超える可能性がある点にご留意ください。

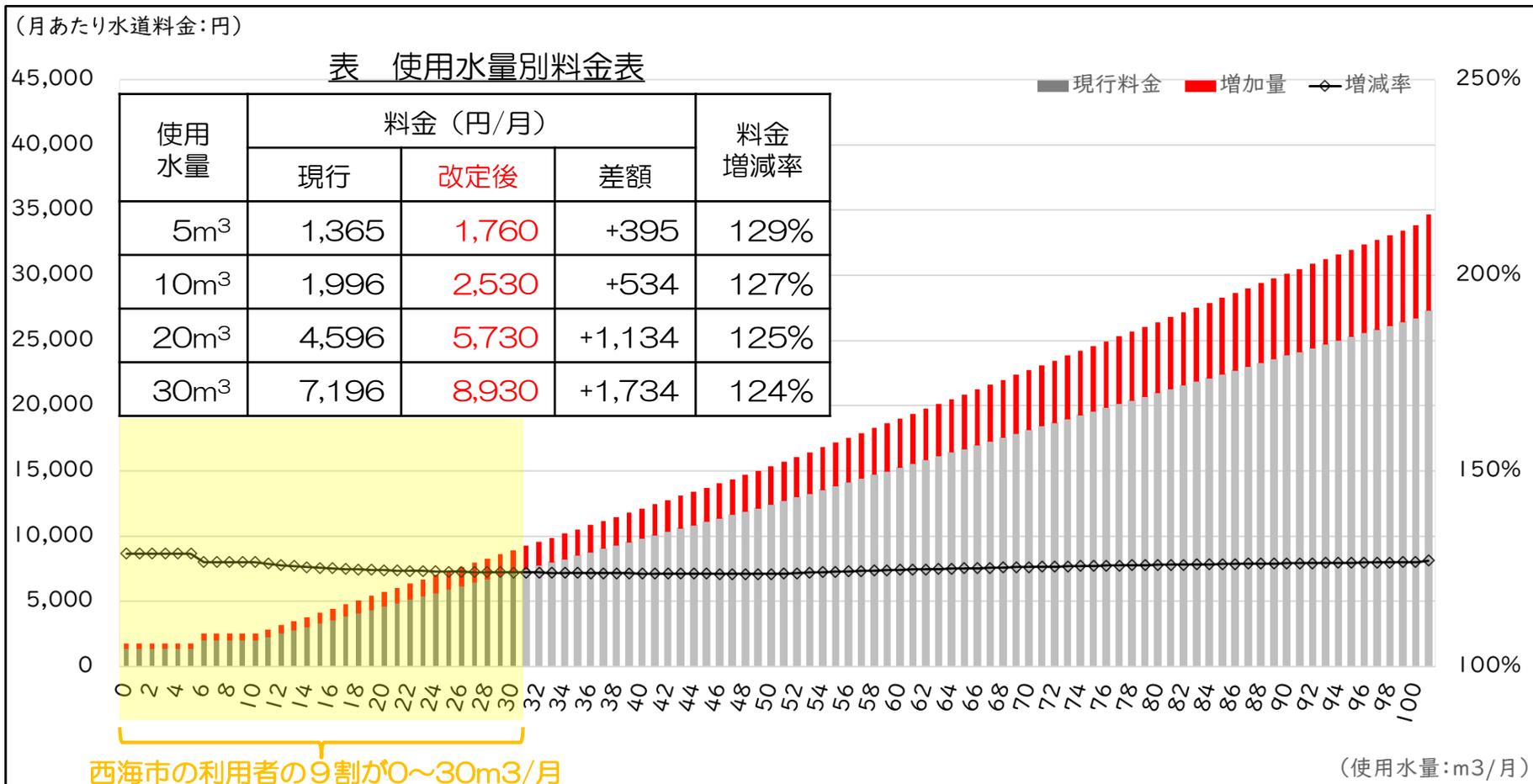
表 改定料金表（税込み）

区分	料金					
	基本料金		超過料金			臨時料金
水量	5m ³ まで	10m ³ まで	11m ³ 以上	51m ³ 以上	101m ³ 以上	1m ³ あたり
現行	1,365	1,996	260	286	286	545
案4	1,760	2,530	320	370	420	710
増減	+395	+534	+60	+84	+134	+165

議事4：水道料金の改定案

案4 基本料金130%以下・超過料金3段

図 水道料金および改定率



議事4：水道料金の改定案

案5 基本料金130%超え・超過料金4段

バランス型（固定費回収重視）

使用水量の違いによる負担の増加率の差を抑えつつ、給水収益に占める固定収益の割合を増やす案です。

基本料金の改定率は132～133%程度となります。

案4より料金の全体が底上げとなり、全体の負担が増すため、超過料金を4段階に増やし、負担の低減を図っています。

表 料金改定率

項目	最小	最大	改定差
改定率	125.4%	134.6%	9%

※最小・最大改定率は、令和6年度の戸別平均使用水量（0～12,686 m^3 ）をモデルとして算出しています。
想定を超える多量使用者の場合、実際の改定率は算出された最大値を超える可能性がある点にご留意ください。

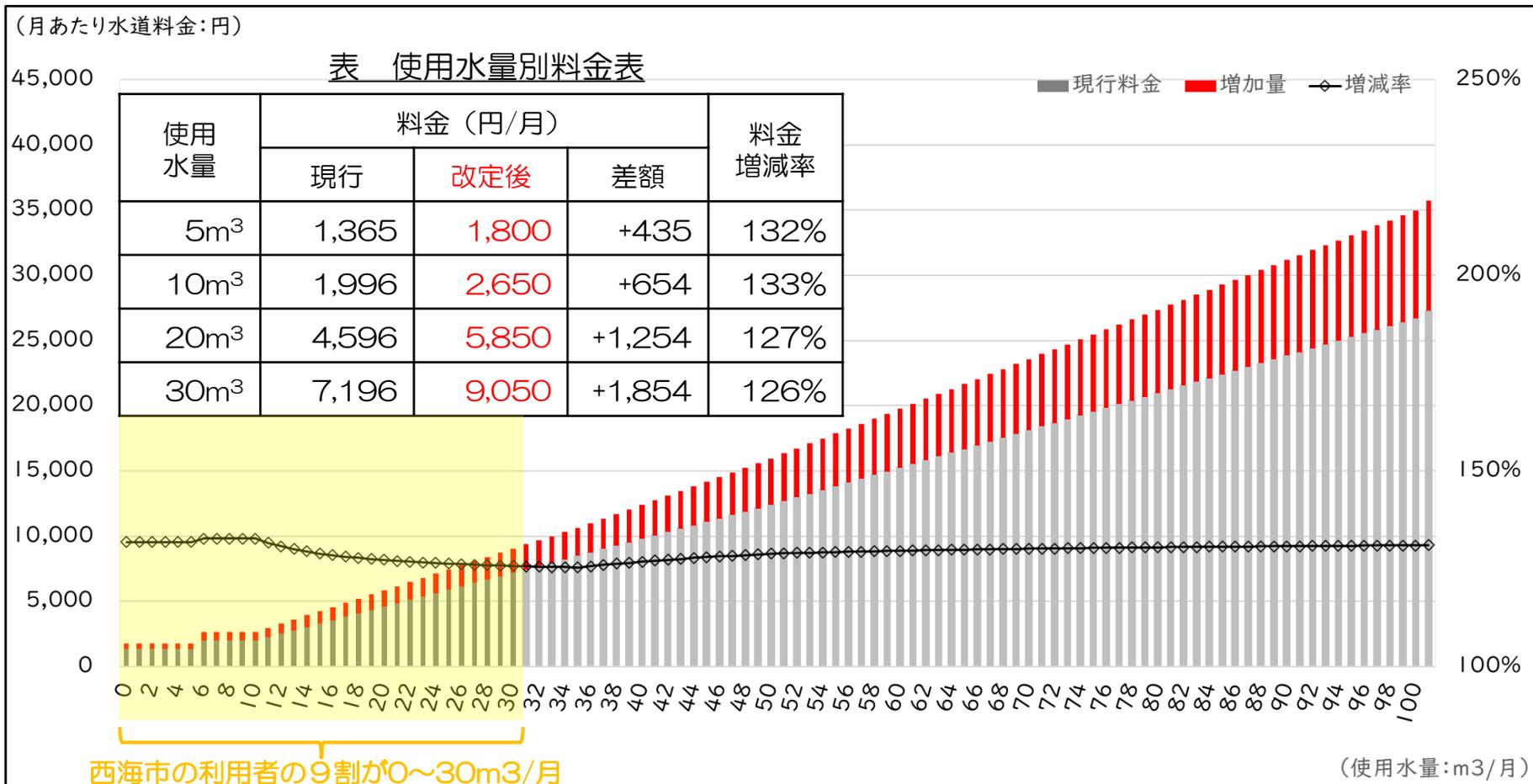
表 改定料金表（税込み）

区分	料金						
	基本料金		超過料金				臨時料金
水量	5 m^3 まで	10 m^3 まで	11 m^3 以上	36 m^3 以上	51 m^3 以上	101 m^3 以上	1 m^3 あたり
現行	1,365	1,996	260	260	286	286	545
案5	1,800	2,650	320	355	380	385	710
増減	+435	+654	+60	+95	+94	+99	+165

議事4：水道料金の改定案

案5 基本料金130%超え・超過料金4段

図 水道料金および改定率



議事6：水道料金の改定案

事務局案

今後人口減少や節水型機器の普及といった社会情勢の変化により、給水収益の減少が避けられない状況にあります。

将来にわたって「安全で安定した水の供給」を継続するためには、事業運営に必要な財源を安定的に確保することが不可欠です。

先にご説明した案1～5から「案5:バランス型(固定費回収重視)」を事務局案として選定します。

【選定理由】

1. 経営基盤の安定化 基本料金の割合を高める事で、社会情勢の変化に左右されにくい、安定した財源の確保を図ります。
2. 負担の公平性と急激な変化の抑制 超過料金を4段階に細分化することで使用量に応じた負担の伸びを緩やかにし、特定の利用者への過度な負担増を防ぎます。
3. 将来世代への配慮 安定した財源を確保する事により施設の更新などの老朽化対策を確実に進めることで将来世代への負担先送することなく、大規模漏水などのリスクを回避します。

令和7年度 西海市上下水道審議会

ご清聴ありがとうございました。